

## 議院書記の活動とイギリス議会政治 (1) 中世議会から17世紀まで

松 園 伸

### イギリス議会史研究における政治文化への関心の高まり

近年のイギリス政治史研究において顕著な特徴の一つは、中央政界、地方を問わず権力の行使そのものを扱う〈政治過程〉political process から、その対象を大きく広げて政治家の行動の動機、背景にある〈政治文化〉political culture への問いかけが高まったことが挙げられるだろう<sup>(1)</sup>。

この変化はイギリス政治史の一分枝である議会史研究にも明らかに認めることができる。かつて議会史が議会制民主主義の視点で考察されてきたとき、権力行使のプロセスは議会政治の「発展」(evolution) として叙述された。議会史の大きな潮流は、ジェームズ1世、チャールズ1世時代におけるスチュアート期の王権の専横と庶民院による王権の制限、1640年から60年のいわゆる内乱期における議会派と王党派の闘争、1670年代末から開始したホイッグ、トーリの「政党の抗争」rage of party から、相貌を大きく変えながらも19世紀後半における保守党、自由党の二大政党制へと発展的に受け継がれていくのである。これらの政治過程全体がイギリス議会制民主主義成立への壮大な目的論的な展開と理解され、19世紀後半から20世紀に数多くの「憲政史」constitutional history などとして叙述された。そしてその中心はつねにウエストミンスター、英国議会であった。議会史の具体的な歩みは、とりわけその時代時代を代表する大政治家、オリヴァー・クロムウェル、初代シャーフツベリ伯爵、ロバート・ウォルポール、大ピット、小ピット、グレイ伯爵、ジョン・ラッセル卿そしてベンジャミン・ディズレーリ、ウィリアム・グラッドストーン、ロイド・ジョージ、ウィンストン・チャーチルらの行動を軸として描かれていく。個々の政治家の強烈なパーソナリティー、そして彼らによって生み出された政治的偉業への英国国民の飽くことのない関心は、それ自体イギリスにおける独特の政治史叙述の伝統に深く関わっていると言えるであろう。これがいわゆる「ホイッグ史観」と称されるものの中心を成す要素である。

しかし、政治過程に注目しつつ議会制民主主義への発展を論証していく議会史が、20世紀以降のイギリスの覇権失墜、世界帝国としての大英帝国の崩壊に伴って懐疑の眼で見られる。その中で議会史研究の方法論にも大きな変化が生じたのであった。しかしその混迷を通じて見出されたものの一つが政治文化への着目であろう。政治文化への視点の変更は、議会史研究に主に以下の二つの新しいアプローチを生み出した。まず政治的表象 (political representation) —それは絵画、

諷刺画、写真、動画、メダル、記念の杯、アクセサリなど主に非文字史料として遺されている一を研究対象として積極的に取り込むことである<sup>(2)</sup>。これらの史料の作者は、絵画などで大政治家の肖像画などを製作することもあるが、多くは市井の作者によるものであり、広く頒布される性格をもつ。作者は議会政治家の英雄譚などに眼を奪われることなく、対象とした政治（家）への評価／批判を表象という手段で行うのであり、それらの表象を通じて中産階級、場合によれば民衆に特定の政治的な傾向を醸成しようとするものであった。表象についての研究は、表象の中産層、大衆への表象の影響と同時に、こうした表象によってインパクトを受けた彼らの反応が、現実政治にいかにかにフィードバックされるかを見るものであり、従来のホイッグ史観による目的論的な政治史叙述のパターンを大きく変更するものであったと言えよう。

いま一つの研究方法の変化は、従来の議会史が主たる対象としてきた立法過程の分析対象が大きく変化したことである。これまでの議会史は、王位継承、国教会体制、国王大権制限、宣戦・講和問題、庶民院議員選挙権拡大といったその時々の政治において鍵となる問題を多く論じてきた（これらに関する法律のほとんどは「公法律案」public billとして提議され、その成立／否決が論じられる）。しかし近年史家が着目するのは、地方経済、産業、道路などのインフラ整備、教区における救貧事業のあり方等を議会によって法的に規律しようとする「私法律案」(private bills) についての議論や、地方自治体、企業・団体、個人などから提出された請願（これは広く議員によって価値が認められた場合は法制化される）の評価である<sup>(3)</sup>。

立法研究を軸とした議会史研究の変容は他の面からも見て取ることができる。議会の主任務が議会制定法 (statutes) の制定であることは疑うことができないにしても、議会はそれだけで成り立っているわけではない。国王出席の下、開会、閉会の式典、国王による法律の裁可／拒否、議員の国王・国制への忠誠宣誓、議長を選出方法、読会 (reading) による法案審議、委員会の設置運営、委員の選出方法、採決の方法、議院事務局の編成、貴族院・庶民院間で意見の相違が見られるときの両院間の協議、さらには建造物としての議会の形態学 (topography) などは、議会運営の本質をなすものであろう<sup>(4)</sup>。これらは、従来は議会史の一分枝である「制度史」(institutional history) として主に論じられてきた。そしてこれらの議会の活動は、貴庶各院の「議院手続」(procedures) として理解されてきたものである<sup>(5)</sup>。しかし、議院手続は旧来の制度史的アプローチからのみ研究されるべきではないだろう。上に述べた議会審議における様々な要素は、その時々の政治状況に影響されるのは明らかであるが、他方議院手続は広くイギリス政治文化の具体的表現であり、これらを所与のものとして実際の議会政治は成り立っていると言える。

### イングランド議会職員、議事手続、そして政治文化の形成

本論文では、議院手続の特徴の一つとして、貴族、庶民両院の「議院首席職員」(clerks, 各院事務局のトップをなす) を clerk 概念の二重性という視点から主に分析することにより、議会の

政治文化の重要な側面を明らかにしていきたい。ノルマン・コンクエスト（1066年）以前にも、イングランドの七王国時代にはすでに国王の諮問機関として、古ゲルマンの伝統に立つ「賢人会議」(*witan*) が存在されたとされる。しかし1066年以降に成立したイングランド議会は、アングロ・サクソン期に比べてはるかに整備されたものとなった。1295年の「模範議会」Model Parliament が召集された時点で議会は高位聖職者、世俗貴族、州代表 (knights)・都市代表 (burgesses) の三つの身分から構成されるものと考えられていたのである<sup>(6)</sup>。議員となるべき身分が次第に確定し、議会としての相貌が整ってきたのに伴い、議院首席職員 (clerks) も整備されてくる。オックスフォード英語辞典 (*OED*) は、中世以来この clerk という語が明らかに区別されるべき二つの意味を有していたことを明らかにしている。すなわち①「公的機関、商店等で書類を作成し、会計を司り、文書を作成する書記的役割をする者」と、②「議院における職員」である。後者は単なる「書記」にとどまるものではない。そして同辞典は後者の初例を1455年としている。しかしイングランド議会史についてのさらに精細な研究によって、議院首席職員は1455年をはるかに遡ることが分かっている。記録に残るこの職の任命の初例は Clerk of the Parliaments 職に任じられたジョン・カークビ (John Kirkby, 在任期間1280?-1290) である<sup>(7)</sup>。カークビの伝記的史料は僅かしか残されていない。しかしこの時点で議会は、議院での審議を円滑に行うための職員組織を持ち、その責任者としての首席職員を有していたのである。

1363年以降、それまでは聖俗の貴族と平民が同じ場所で審議していた時代と異なり、平民によって構成される庶民院 (The House of Commons) は、貴族院 (The House of Lords) とは分離し独立して審議を行うことになる。しかし分離された二院のうち貴族院は「上院」(The Upper House) と見なされた (そして現在においても制度的にはそうである)。そして Clerk of the Parliaments 職は、二院制となった後の貴族院においては実質的には貴族院首席書記となったにもかかわらず、この呼称が引き続き用いられることとなる。そして新たに「庶民院首席職員」(Clerk of the House of Commons) 職が設置された。庶民院は、貴族院との分離に際して、自らの議長 (The Speaker of the House of Commons) を得る。すなわち庶民院は自前の議長、トマス・ハンガーフォード (Thomas Hungerford, 1377年就任) の任命に成功している<sup>(8)</sup>。史料に残る庶民院首席職員への任命の初例は、1363年のロバート・ド・メルトン (Robert de Melton) である。彼を任命する特許状の中でこの職は Clerk of the Parliaments 職とは異なったものとして定義され、常設の役職として年額100シリングの報酬を終身にわたって認められている<sup>(9)</sup>。いまや貴族院首席職員となった Clerk of the Parliaments に比べて、庶民院首席職員以下、下院の職員は独自の職制を持つ組織として定着することになった。庶民院議長職の確立と下院独自の首席職員の嘱任は、庶民院の発展にとって記念碑的な事件であり、二つの職に解き放つことのできない強い結びつきをもたらしたと考えられる<sup>(10)</sup>。

他方、貴族院首席職員は14、15世紀の段階では専ら大法官府 (Chancery) 職員との兼職であっ

た。大法官府の主な任務の一つは司法であったから、貴族院職員と大法官府の職と兼任したという事実は当時の貴族院の司法府としての性格をよく表している。すなわち貴族院は「最高法院」(The High Court of Parliament)として長くイングランドに君臨する。最高法院として貴族院が位置づけられたのは、14世紀のことであり、貴族は議長としての大法官(Lord Chancellor)の指導の下、一団となって司法権を行使したのである。そしてすでにこの時代貴族院は、最高裁として他の裁判所を凌駕する組織と見なされていた<sup>(11)</sup>。貴族院職員が大法官府との繋がりから離れるのは16世紀テューダー絶対主義に入ってからである。すなわちヘンリ8世期、貴族院は大法官府との兼任ではない独自の貴族院首席職員を得る。その初めての例となったのが、トマス・スミス(Sir Thomas Smith, c.1556-1609)である<sup>(12)</sup>。彼は首席職員に補任される前に、庶民院議員の経験があり(1589年)、議会についての理解、経験は十分にあったと考えられる。彼の議院職員としての特徴は以下の2点にまとめることができるであろう。第一に、まず貴族院首席職員の地位が王室、政府の重要なパトロネージの一つとなっていた事実である。スミスの任命は、エリザベス女王の寵臣、第二代エセックス伯爵ロバート・デヴァルルー(Robert Devereux, 2nd Earl of Essex, 1566-1601)の推薦によるところが大きい。スミスはまず枢密院書記に任じられた(1595年)後に、1597年貴族院首席職員の地位を得る。1599年エセックス伯が失脚し政治的後ろ盾を失った後には、スミスは宮廷、政府に重きをなした初代ソールズベリー伯爵ロバート・セシル(Robert Cecil, 1st Earl of Salisbury, 1563-1612)の庇護を得ることに成功し、死去まで首席職員の座を維持したのであった。スミスの出世の階段にとって有力政治家のパトロネージは不可欠であったと考えられる。

スミスの第二の特徴は彼が当時でも有数の人文主義者学者であったことであろう。現在の英国で、議院手続研究の第一人者であるトマス・セインティに拠れば、スミスこそが庶民院首席職員として個人名を冠して論じることのできる最初の人物であるとする<sup>(13)</sup>。彼はオックスフォード大学、クライスト・チャーチにおいて22歳でMAを取得している。彼はまず学識と雄弁術で名を成し、1582年「大学代表弁士」(university orator 公的行事の際に通例ラテン語で演説する)に任じられる栄に浴している。さらに84年スミスは大学行政に深く関与するに至り、「大学学生監」(university proctor)の重職を得るのである。そして彼の傑出した行動はエセックス伯の認めるところとなり、上記のように89年下院議員当選を経て、97年首席職員の座を射る。彼の議院首席職員栄達の道は「際立って優れた能力を持った学者」(distinctively high-powered academic)としての活躍によって獲得されたのであり、当時の政治社会における、人文主義的教養の重要性を改めて感じさせるものとなっている<sup>(14)</sup>。エセックス失脚後も、新たに権力者の座に就いたソールズベリー伯にとってもスミスの存在は不可欠であり、彼は1603年スミスにナイト爵に叙することで、彼の功勞に報いている。

これまで中世から、16世紀テューダー期に至る萌芽期における上下両院における首席職員職の

発展を見てきたが、彼らの特徴はこれらにとどまるものではない。中世議会において、これら議院職員は、clerkのいま一つの面である「書記」についても大きな役割を担うに至り、議会の他の国家機関に対する強大化に少なからざる影響を与えているのである。中世議会は、「議会記録簿」(*Rolls of Parlaiment*)を作成していた(記録は1275年以降のものが現存)<sup>(15)</sup>。当然これは日々の議事記録が素材となっている。そして両議院職員が、その作成に当たっていた。しかしテューダー朝以降、議会の業務はそれ以前に比して格段に増大する。これまでの記録簿を質量ともに凌駕する議事記録として、貴庶両院は「日誌」*Journals* 編纂に従事することとなる。「貴族院日誌」は1510年、「庶民院日誌」は1547年が初例である。編修体制を整備する中で、首席職員を中心とする体制だけでは、日々の議事を記録するに十分なスタッフが不足してきたと考えられる。そこで首席職員への「副官」制度(*deputy-clerk*)が設けられた<sup>(16)</sup>。さらに編纂業務の繁忙化に対応して、エリザベス期には首席職員の「下僚」(*under-clerks*)が増員されたのである<sup>(17)</sup>。彼らの社会的出自は総じて高く、多くが地主「カントリー・ジェントルマン」の出身者である。そして「議会の部外者にとっては摩訶不思議なやり方で、議院審議を円滑に進行させるために重要な一翼を担う人物として期待されていた」のであった<sup>(18)</sup>。

そして、17世紀国王チャールズ1世の治世における11年間(1629-1640年)にわたる無議会時代、議会を経ない「個人的な統治」(*personal rule*)に象徴される専制的な政治運営に、議会派は強く反発した。国王による強権的な統治への動きに抵抗する議会派は1640年短期議会、長期議会を続けて開催させ、議会政治は一気に活発化し、それと共に激動の時代に突入する。そこで庶民院事務局ではさらに「職員補助者」(*clerk-assistants*)が任命され、「日誌」編纂を中心とした事務局の業務はこうして大きく拡大化したチームによって遂行されるに至ったのである。1660年、クロムウェル独裁が終了し、国王チャールズ2世が復位した後も、事務局の業務は減少することなく、事務局は「全院委員会」(*the committee of the whole House*)や個々の委員会審議をまとめて書き写す「筆耕者」(*copyists*)をも採用するようになった。これらの業務の増大化は、地方の有力者らが彼らの抱える問題の解決のために提起した請願、私的法律制定の訴えの増大によるところが大きい。「職員補助者」は請願等を多数書き写し、これを議員に頒布する役割を果たしていたと考えられる。したがって彼らは、本来の職員報酬だけでなく、これらの筆写の手数料を、請願提案者などから受け取っていたと見られる<sup>(19)</sup>。

貴族、庶民両院は、日々の審議の中で繰り返し現れ今後も同様の議事手続について問題が生じると予測される場合、それを「決議」(*resolutions*)として残し、今後の議事運営の円滑化に利用としている。そしてこれらの決議がさらに永続的に議事ルールとして適用される必要性を院が認めた場合には、これらは成文の「議院規則」(*standing orders*)に昇華するのである。議院規則について上下両院は異なった立場をとることになる。貴族院は王政復古後、これまで制定してきた議院規則を条文化し年代順に整備し、規則の制定、改定、廃止を行ってきた。その結果17世

紀までの議院規則だけでも95条が規則集としてまとめられることになり、18世紀末には153条に達している<sup>(20)</sup>。他方、王政復古後も庶民院は議院規則のマニュアル化は遅れた。そのため、先例になる議院規則が見つげにくい議員は審議に際して不便を感じたと考えられる。そして上記の「決議」が議院規則としてどこまでの有効性を持つのかについて疑義が出されるに至ったのである<sup>(21)</sup>。かくして下院は小委員会を設置し、一會期終了毎に議員自らが議院規則に相当するものを収集する作業を行っている。しかし議會審議のボリュームは、17世紀後半以降議會による法制化に対する社会の期待の増大を反映し、大きく増大した。しかし個々の議員が手書きの大量の議事記録を読解し、議院規則に整備していく作業は能力を超えたものになりつつあったと見られる。

その点で、庶民院首席職員以下のスタッフは「庶民院日誌」の単なる写字生をはるかに超える存在であることを示し始めたのである。王政復古後の下院審議において、首席職員らは、これまでの議院における先例を詳らかに解説し、これによって議事進行に寄与する役割を果たしている。それは一義的には議事の円滑化を目的としていたが、職員による先例の提示、彼らによる先例解釈は、当然その当時の下院における諸党派に有利、不利に働くことになった。かくして、庶民院職員は議會の「現実政治」*Realpolitik* へのコミットメントを強めることとなる。すでに17世紀中盤の内乱期以降においてジョン・ラッシュワース (John Rushworth, c. 1612-1690) らは庶民院首席職員補佐に任じられていたが、内乱期の議會においてラッシュワースの政治信条は、議會派支持以外のなものでもなく、その点で彼の業務に政治的公平、中立性を望むことはできない。議院職員は内乱後も議事の筆記役をはるかに超え出て、議事運営にアドバイスを提供する存在となっていき、1670年代、80年代初頭に王権への支持、批判で議院がトーリ、ホイッグに大きく鋭く対立する中で、議院職員の中には義務としての日誌編纂に加えて、議院の先例集を整備し、その大部のコレクション作成に当たるアンブローズ・ケリーのような例も出てきている<sup>(22)</sup>。

17世紀末から18世紀初頭の、いわゆる「最初の政党時代」における議院職員の活動について、いま一つ新しい動きが認められる。1680年、反王権の立場から専制的な国王大権の制限を進めようとするホイッグは日刊の形で議院における議事を出版する企画を進め、翌81年これは「投票と議事」*Votes and Proceedings* 出版という形で具体化された。またこれら公衆、世論に訴えるホイッグの行動に、宮廷、トーリは無抵抗であったわけではない。彼らもまた活字による世論への影響力行使を模索し始めていたのである。17世紀後半の議會史を専門とするポール・シーワードに拠れば、すでに「1660年代の政府は明らかに世論というものの圧力を感じており、かつて内乱期に実行したように、世論に影響を与える手段が内蔵している大きな力を認識していた」<sup>(23)</sup>。「投票と議事」は、ある日の議事終了後たちどころに編集作業が下院事務局によって行われ、次の日にはロンドンで購入可能となっていたのである。「最初の政党時代」においては、ロンドン・コーヒーハウスなどを中心に、自由闊達に政論を交わし合う「政治的公共圏」(political public sphere) の形成に向かったことは余りにも有名であるが、こうした議會の議事公開化の動きは、か

つての彼らの立場とは好対照をなしていた。17世紀初頭、下院は王権の庶民院への干渉を忌避するあまり、通常の議事の外部への公開にも極めて慎重であり、庶民院自らが公開化を否定する立場を取っていたのである。これに対して、17世紀末のイングランドの政治的風景は一変する。議会とりわけ下院は、「政治的国民」(political nation)に議事の報道を行うことをためらうどころか、「投票と議事」の日報発行に見られるように、積極的に「世論」(*vox populi*)に向き合う姿勢を示していたのである。次に問うべきは、18世紀以降のイギリス議会の議院書記が、現実政治といかに関係を取り結んでいたかであるが、これは別の論考が必要であり次稿に譲ることにしたい。

本稿作成に当たっては、故 The Late Professor William Speck 英国リーズ大学名誉教授、Professor Harry Dickinson エジンバラ大学名誉教授、Dr Paul Seaward「議会史財団」(History of Parliament) 代表、Dr Clyde Jones ロンドン大学歴史研究所 (The Institution of Historical Research, London) フェローから非常に有益な助言を受けた。感謝したい。また本論作成に当たっては、The Henry E. Huntington Library, San Marino, CA, USA から短期研究奨学生として採用され、多くの刊行、未刊行の史料を利用できたことが非常に大きい。最後に本稿は次稿も含めて、2016年度早稲田大学特定課題研究「政治文化としての19～20世紀イギリス議会政治－我が国との比較において」(課題番号 2016K-072) の成果の一部である。深く謝意を表す。

#### 注

- (1) 研究書はすでに数多いが、本稿が対象としている時代についての好著は、David Zaraf, *Origins of Democratic Culture: Printing, Petitions, and the Public Sphere in Early-Modern England* (Princeton, 2000).
- (2) その代表的な研究の一つであり本稿、次稿でも大きな意味を待つのが、Mark Knights, *Representation and Misrepresentation in later Stuart Britain: partisanship and political culture* (Oxford, 2005) である。さらに19世紀を論じたもので優れた研究として、Henry Miller, *Politics personified: portraiture, caricature and visual culture in Britain, c.1830-80* (Manchester, 2015) がある。
- (3) この立場から著された最近の著作に Julian Hoppit, *Britain's Political Economies: Parliament and Economic Life, 1660-1800* (Cambridge, 2017) がある。
- (4) 議会の形態学的アプローチは特に近年伸長著しい分野である。例えば、David Cannadine *et. al.*, *The Houses of Parliament: History, Art, Architecture* (London, 2000).
- (5) 議院手続を中心とした、イギリス議会(本書ではスコットランド、アイルランド議会等も含まれる)の制度史のアプローチに新しい地平を開いた意欲的著作に、Clyve Jones ed., *A Short History of Parliament: England, Great Britain, The United Kingdom, Ireland & Scotland* (Woodbridge, 2009).
- (6) スコットランド議会では、1290年 *Parliamentum* の成立が認められる。史料上アイルランドで議会成立と見られるのは1264年である。イングランド議会も模範議会以前にも議会の萌芽と見られるものはあるものの、イングランド議会が、他に比べて長い伝統を持っているとは言えない。しかし紙面の問題もあり、3議会の比較検討は別稿に譲りたい。
- (7) 中世に始まる議院首席職員の仕事に関する研究は Alfred Pollard, "The Clerk of the Crown", *English Historical Review*, 57, (1942), pp. 312-333. 及び J. C. Sainty, *Officers of the House of Lords* (London, 1971).
- (8) ハンガーフォード家は14世紀初期から、一家から議員を輩出する名家であった。
- (9) Orlo Cyprian Williams, *The Clerical Organization of the House of Commons 1661-1850* (Oxford, 1954), p. 3.
- (10) Maurice Bond, "The History of Parliament and the Evolution of Parliamentary Procedure", A verbatim transcript of two lectures given by him, retyped in 1999. 著者ボンド自身、庶民院議院職員を長年務めている。

<https://www.parliament.uk/documents/parliamentary-archives/evolution.pdf>, p. 2 (参照2017年8月18日)。

- (11) 庶民院は、弾劾裁判における訴追権を留保しながらも、一般の訴訟問題については、貴族院の専権を認めている。Clyve Jones ed., *A Short History*, p. 23-24.
- (12) このトマス・スマスは、テューダー期外交官、國務秘書、政治理論家などで活躍した同名のトマス・スマス (Sir Thomas Smith, 1513-1577) と混同してはならない。貴族院職員としてのトマス・スマスについては *Oxford National Dictionary of National Biography* (online), <http://www.oxforddnb.com/view/article/25907> (2017年8月20日閲覧) 参照。
- (13) J. C. Sainty, *The Parliament Office in the Seventeenth and Eighteenth Centuries, Biographical Notes on Clerks in the House of Lords 1600-1800* (London, 1977), p. 9.
- (14) Paul Hammer, "The Uses of Scholarship: The Secretariat of Robert Devereux, Second Earl of Essex, c.1585-1601", *English Historical Review*, 109 (1994), pp. 26-51
- (15) 現在得られる最善の版は、*The Parliament rolls of medieval England, 1275-1504*, ed. by Chris Given Wilson (Woodbridge, 16 volumes, 2005).
- (16) Bond, *Guide to the Records of Parliament* (London, 1971), pp. 207-10.
- (17) Albert Pollard, "The Under-Clerks and the Commons Journals (1509-1558)", *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 16 (1939), pp. 144-67; Ditto, "Queen Elizabeth's Under-Clerks and their Commons Journals, *supra*, 17 (1939), pp. 1-12.
- (18) The House of Commons Information Office, *The Clerk of the House* (London, 2010), p. 4.
- (19) O. C. Williams, *Clerical Organization*, p. 10. 王政復古期以後の下院事務職の業務増大は、Kathryn Ellis, "The Practice and Procedure of the House of Common 1660-1714" (unpublished PhD thesis, University of Wales, Aberystwyth, 1993) で詳細に分析されている。
- (20) *The Manuscripts of the House of Lords*, vol. XII (new series) (London, 1977), pp. 1-135.
- (21) Betty Kemp, *Votes and Standing Orders of the House of Commons: The Beginnings* (London, 1971).
- (22) この未刊行の先例集成は、近年活字化されて出版されている。[Ambrose Kelly,] *Observations, Rules and Orders of the House of Commons: An early Procedural Collection* ed. by W. R. McKay (London, 1989)
- (23) Paul Seaward, *The Cavalier Parliament and the Reconstruction of the Old Regime 1661-1667* (Cambridge, 1988), p. 73.